



第200号

発行所 自由同和会中央本部
〒102 東京都千代田区
-0093 平河町2-3-2
TEL 03-5275-3641
FAX 03-5275-3642

編集発行人 平河 秀樹
発行日 年4回 (6・9・12・3月)
定価 1部500円 (送料別)
年間2,000円 (送料込)

振込 三菱東京UFJ銀行麹町中央支店
(普) 0366528

口座名 自由同和会中央本部事務局
平河秀樹

「人権委員会設置法案」の上程を 法案骨子を各政党に提示する

法務省は、昨年12月15日に「人権委員会の設置等に関する検討中の法案の概要」を政務三役名で公表した。法務省は公表に当たって、新たな

人権救済機関（人権委員会）の設置について、様々なご意見や提言を踏まえ、人権委員会の組織・権限、救済手続きの在り方等について問題点の整理・検討を続けてまいりました。その内容については、平成22年6月22日の法務省政務三役「新たな人権救済機関の設置について（中間報告）」、本年8月2日の法務省政務三役「新たな人権救済機関の設置について（基本方針）」として公表してきましたところですが、その後、引き続き検討を行ってまいりましたが、この度、その検討結果を取りまとめ、「人権委員会の設置等に関する検討中の法案の概要」として、本日、これを公表することにしました。としている。

私どもが「部落解放同盟国有化法案」と揶揄していた「人権侵害救済法案」ではなく、私どもの3点の修正案をすべて取り入れたために、私どもが制定を強く求めてきた「人権擁護法案」よりも更に後退した内容になっている。今年になって法務省は、この法案

の概要に基づく「人権委員会設置法案」（仮称）の骨子（案）を策定し、各政党に提示している。

民主党の法務部門会議では了承しづらいが、自民党の法務部会では「人権擁護法案」の時と同様に慎重な意見が相次いだらしい。

しかし、自民党の法務部会は前回のような活気はなく、役員を含めて僅か数人での会合のようだ。役員構成を勘案すれば、このような事態は予測できるし、納得できるものである。

いずれにしても、「人権擁護法案」は3月8日に国会へ提出されているので、「人権委員会設置法案」も3月中には速やかに閣議決定し、国会へ提出されることを望むものである。

今回は、法案の骨子（案）は掲載せずに、公表された概要を掲載する。

今号の内容	
法務省の動向	1 P
都府県本部関係	1 P
人権委員会の設置等に関する 検討中の法案の概要	2 P～7 P
新聞切り抜き	8 P～9 P
灘本昌久さんの長期連載 3話	10 P

都府県本部関係

京都府本部（会長 上田藤兵衛）では、京都市協議会（議長 山口 勝広）と合同での新春懇親会を、1月14日午後6時から京都市内の「京都ホテルオークラ」に、国会、府会、市会の各議員や自治体の代表者多数を来賓に招き、350名を集め開催した。今年には京都市長選挙の直前ということもあり、現職して立候補される門川大作・京都市長に、推薦状を手渡し、必勝を誓いあつた。

第27回全国大会

日時 5月22日（火） 午後2時～4時
場所 自民党本部9F901会議室

※今全国大会も、開会から閉会までをLIVEで完全生中継を行います。中央本部のホームページからワンクリックでご覧いただけます。

人権委員会の設置等に関する検討中の法案の概要

新たな人権救済機関として、政府からの独立性を有する人権委員会を設置し、当該委員会の組織・権限及び調査手続その他必要な事項を定める。

1 法案の名称

人権擁護に関する施策を総合的に推進するため人権委員会を設置すること等、法案の内容を端的に示す法案の名称を引き続き検討中

2 総則関係

○ 目的

人権委員会の設置等により、人権擁護施策を総合的に推進し、人権尊重社会の実現に寄与することを目的とする。

○ 人権侵害等の禁止（調査手続の対象）

不当な差別、虐待その他の人権侵害及び差別助長行為をしてはならない旨を規定

(参考)

※ 人権侵害とは、

- ① 特定の者に対して、
- ② その有する人権を侵害する行為であり、
- ③ 司法手続においても違法と評価される行為 をいう。

すなわち、

- ・ 憲法の人権規定に抵触する公権力等による侵害行為 のほか、
- ・ 私人間においては、民法、刑法その他の人権に関わる法令の規定に照らして違法とされる侵害行為 が人権侵害となる。

※ 差別助長行為とは、

- ① 人種等の共通の属性を有する不特定多数の者に対する不当な差別的取扱いを助長・誘発することを目的として、
- ② 当該不特定多数の者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を、
- ③ 文書の頒布・掲示等の方法により公然と摘示すること をいう。

○ 国の責務

人権の擁護に関する施策を総合的に推進することが国の責務であることを明記

3 人権委員会の組織

- **設 置** 法務省の外局として設置 (国家行政組織法 3 条 2 項)
- **所掌事務** 人権救済, 人権啓発, 政府への意見提出, 国会への報告等
- **構 成** 委員長並びに常勤及び非常勤の委員により構成
- **任 命** 中立公正で人権問題を扱うにふさわしい人格識見を備えた者を, 両議院の同意を得て, 内閣総理大臣が任命 (国会同意人事)
- **独 立 性** 委員長・委員の職権行使における独立性を保障
- **事 務 局** 事務局を設置
事務局に弁護士資格を有する職員を配置
- **地方組織** 事務局の事務を法務局長・地方法務局長に委任
全国所要の地に, 事務局職員 (現地担当官) を配置し, 公務員による人権侵害事案の調査及び法務局・地方法務局の指導監督等の事務を行わせる。

4 調査・措置の手続

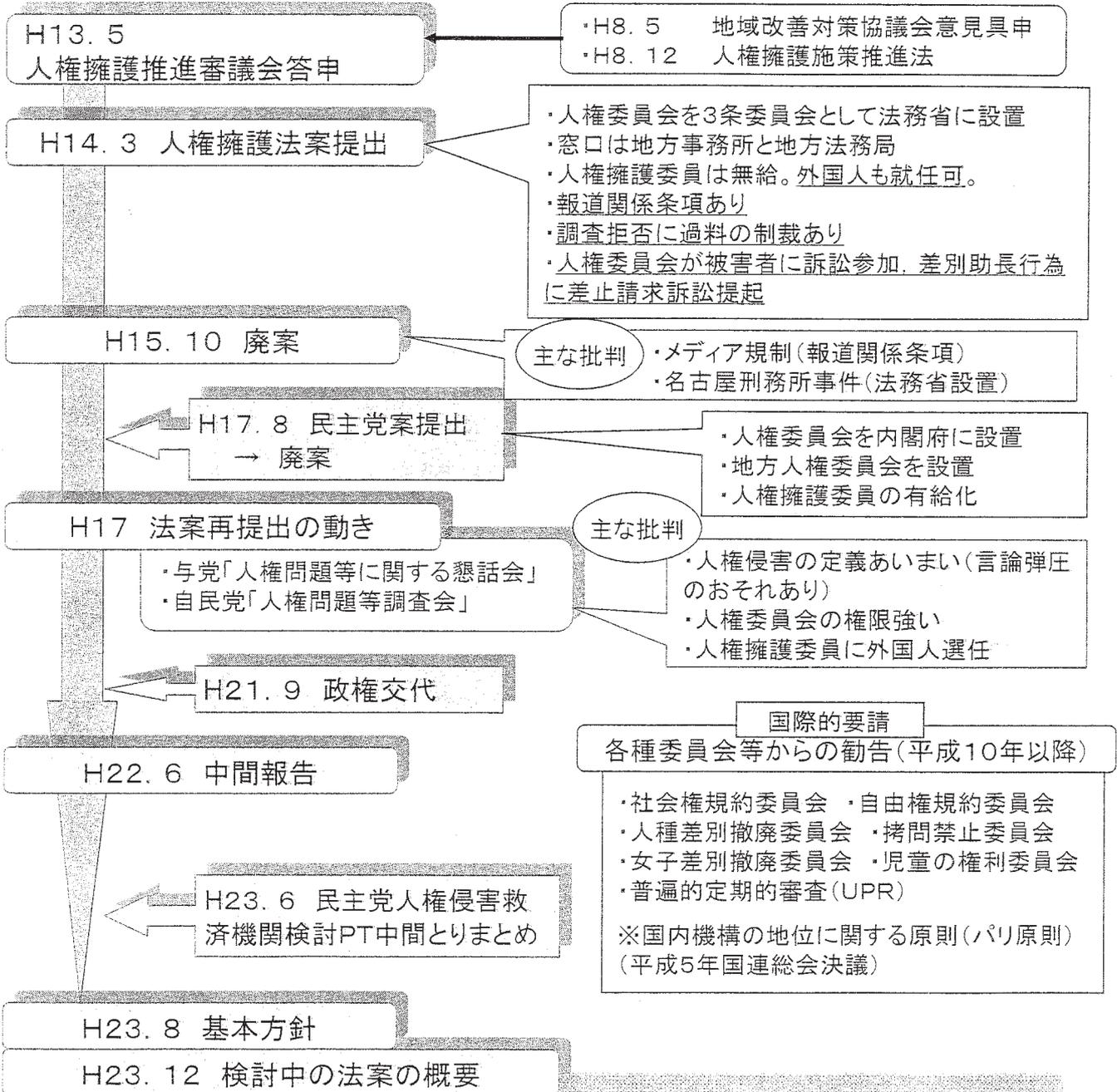
- **対 象** 人権侵害及び差別助長行為
- **調 査** 任意調査 (旧法案では, 調査拒否に対する過料の制裁を伴う特別調査と制裁を伴わない一般調査が設けられていたが, 任意の調査に一本化し, 特別調査に関連する規定は設けない。)
- **措 置** ①調査開始後いつでも行うことができる措置
援助, 調整
②人権侵害が認められた場合に行うことができる措置
説示, 勧告, 通告, 告発, 要請
③公務員による人権侵害が認められた場合に行うことができる措置
勧告 (公務員及びその所属する機関に対して行う。)
公表 (勧告を受けた機関が勧告に従わなかった場合にその旨を公表する (広報としての公表とは別。))
資料提供 (勧告を行った場合に被害者の権利行使のために行う。)
④当事者の意向を踏まえた解決のための措置
調停, 仲裁

5 人権擁護委員

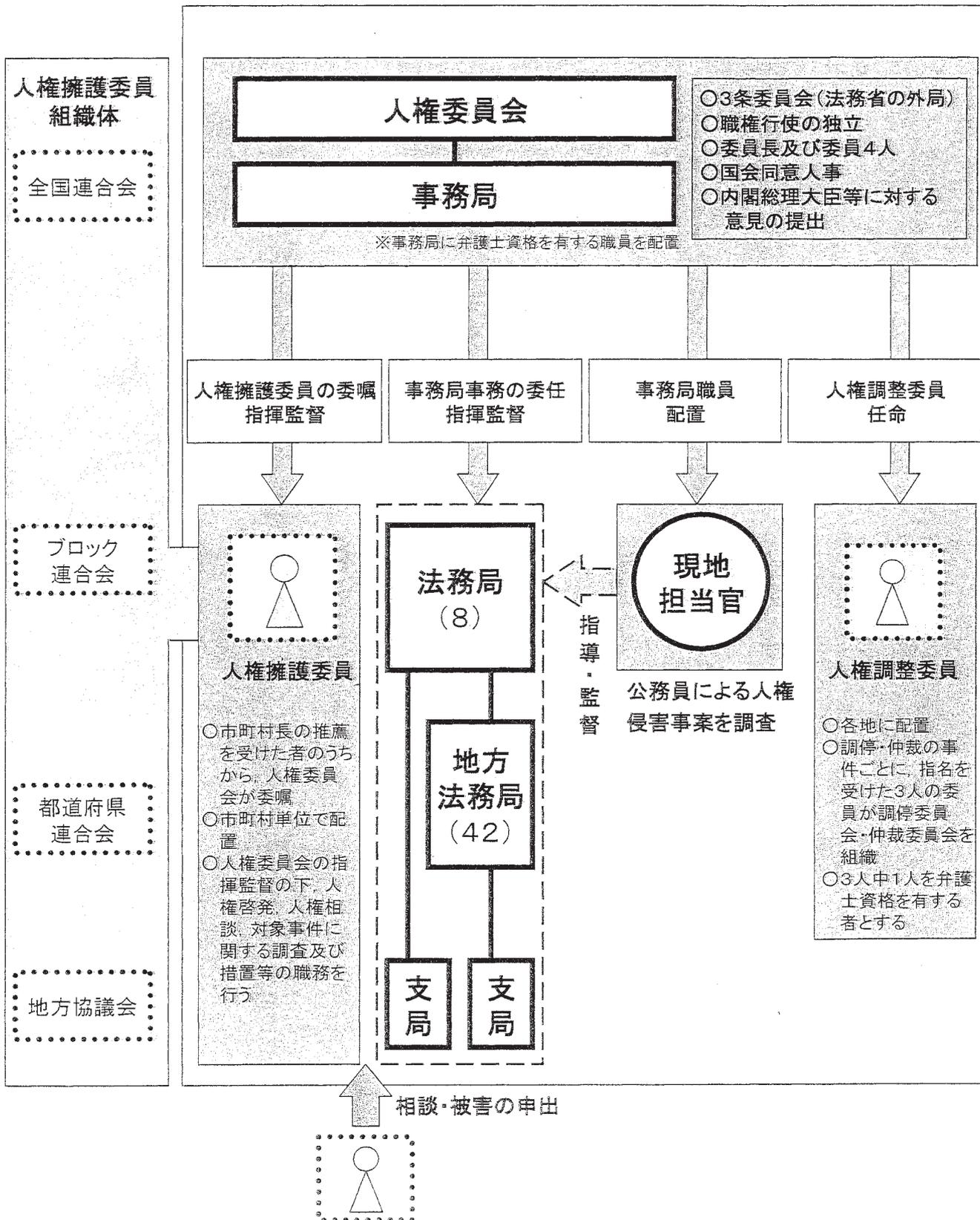
- 人権擁護委員については、既存の委員及びその組織体を活用
- 人権擁護委員法の一部改正
 - ・ 委嘱権者・指揮監督権者を法務大臣から人権委員会に改める。
 - ・ 人権擁護委員の行う職務の公務性を踏まえ、非常勤の国家公務員と位置づけ（国家公務員法適用排除規定を削除）
 - ・ 専門的な知識経験を有する者等、適任者のより一層の確保を図るため、市町村長の推薦による委嘱とは別の、補充的な委嘱制度（特例委嘱制度）を創設
 - ・ 人権擁護委員の組織体に関する規定の整備（いわゆるブロック連合会に関する規定の新設等）

法務省人権擁護局

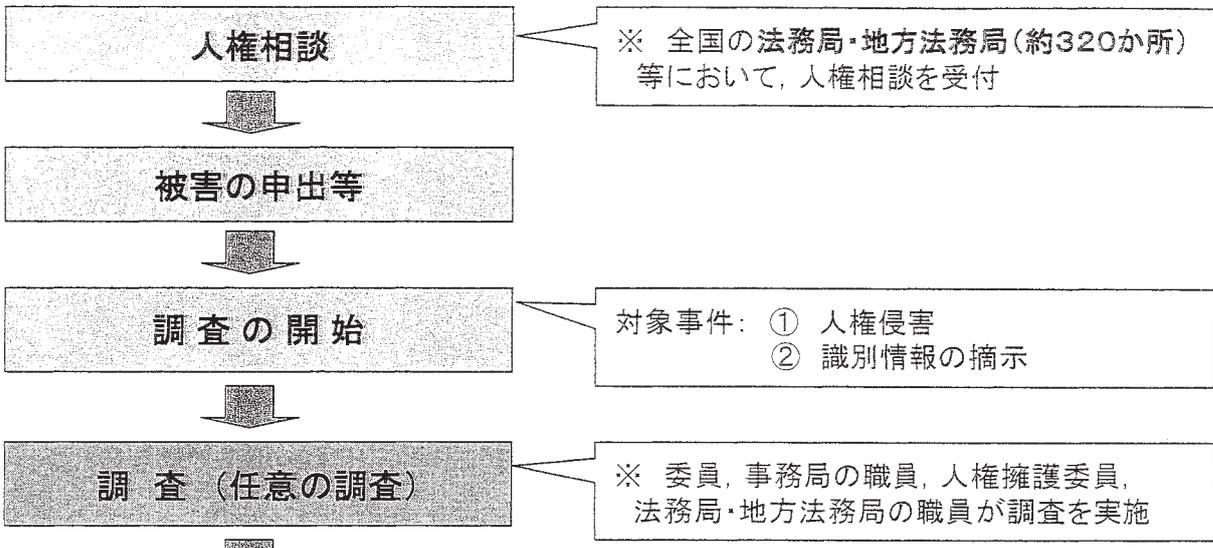
新たな人権救済制度に関する経緯



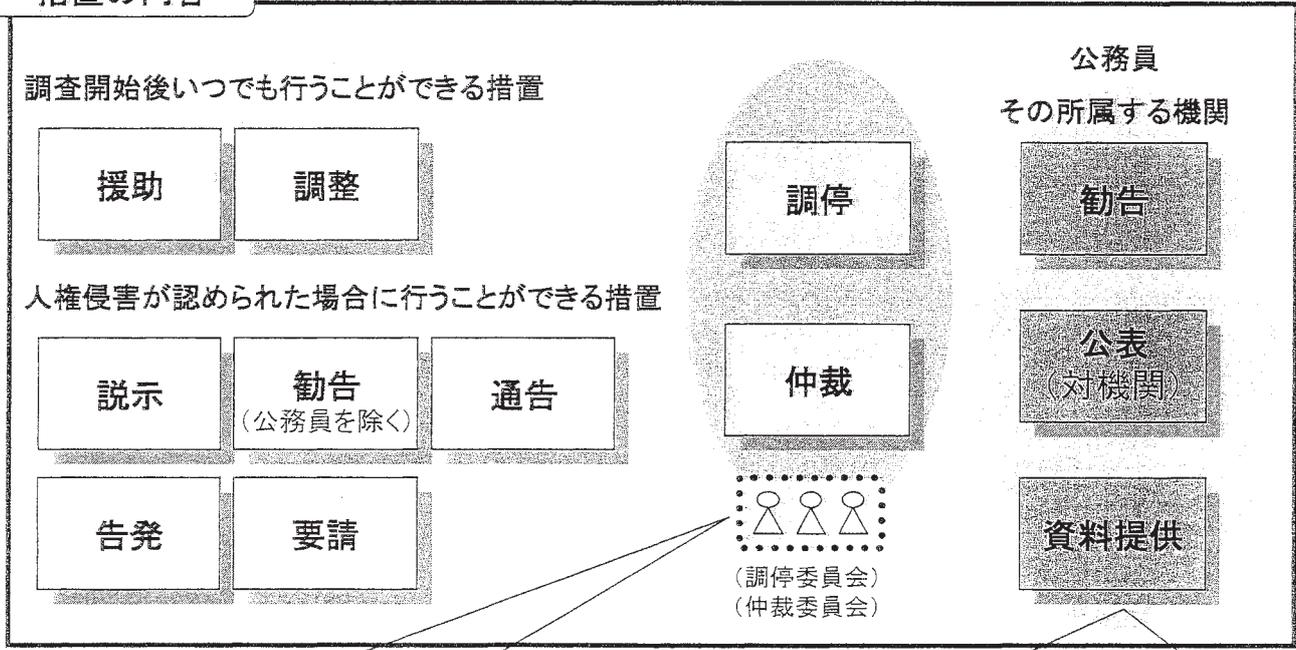
人権委員会の組織図



調査・措置の手続



措置の内容



※ 人権委員会が、事件ごとに、人権調整委員の中から3人の委員を指名し、調停委員会・仲裁委員会を組織
 ※ 3人中1人を弁護士資格を有する者とする

※ 公務員及びその所属する機関に対して勧告
 ※ 勧告を受けた機関が勧告に従わなかった場合にその旨を公表(広報としての公表とは別)
 ※ 公務員による人権侵害事案について勧告を行った場合に被害者の権利行使のために資料提供

措置を講じない場合

- 人権侵害があると認められないとき
- 人権侵害があると認められるが、情状により措置を講ずる必要がないと認められるとき
- その他措置を講じないことが適当と認められるとき

人権救済法案提出に意欲 法相、外国人参政権も賛成

小川徹法相は21日の衆院予算委員会で「人権救済機関設置法案」（仮称）について「全国で統一的に適切な人権侵害への対応ができるので人権委員会を設置する必要はある。環境が整えば提出したい」と国会会提出に意欲を示した。

また、永住外国人への地方参政権（選挙権）付与についても「付与した方がよいのではないかと」と賛成の立場を明言した。民主党でも慎重論の根強い2つのテーマが国会会中に再浮上する可能性もある。

人権救済機関設置法案は、差別や虐待などの是正を図るとして法務省が昨年12月に法案の概要を発表した。だが、「人権侵害」の定義が曖昧であり、拡大解釈により憲法が保障する「言論・出版の自由」が侵害される恐れもある。衆院予算委で柴山昌彦氏（自

2月22日 産経新聞

学校のいじめ最多3306件 11年「人権侵犯」震災関連も29件

法務省は2日、全国の法務局が昨年1年間に扱った「人権侵犯事件」の状況を発表した。総数は2万2168件（前年比2.2%増）で、「学校でのいじめ」が3306件（同21.8%増）で過去最多を更新した。

学校でのいじめに関する人権侵犯とは、児童からの申告を受け、法務局が学校側の対応が適切だったかどうかを調べたもの。20

人権侵犯も29件あった。福島県から避難した人が、近隣住民から子どもを公園で遊ばせないよう言われたり、保健所に自動車の放射線量を測定されたりしたケースなどだった。

3月2日 読売新聞

民）は「人権の解釈は多義的であり、統一的な機関を設置すると逆差別的危険性が出てくる」と指摘した。民主党にも慎重論が根強い。だが、野田佳彦首相が昨年9月の内閣発足時、平岡秀夫法相（当時）に重要政策課題として「新たな人権救済機関の設置」を指示して

いる。民主党国対幹部は「通らないと分かっているから法案を出すのはやめてほしい。成立率が下がるだけ」と漏らす。

2月22日 朝日新聞

自立支援法の廃止見送り 民主、厚労省案を一部修正

新しい障害者福祉サービスを議論している民主党の作業チームは21日、障害者自立支援法改正案をまとめた。障害者らの反発を受けて将来の見直し規定を盛り込むなど、厚生労働省案の一部修正を加えた。また、法改正で対応する方針は維持し、公約した同法の廃止を見送る形になった。

自立支援法の廃止と新法制定を09年の総選挙で公約した民主党は、政権獲得後に障害者らが参加する検討会議を政府内に設置し、昨年夏に新法に向けた提言を受け、今月、厚労省がこれをもとに現行法の改正案を示したものの、検討会議では「提言内容がほとんど反映されていない」と批判

■障害者支援をめぐる提言と民主党作業チーム案の違い	
政府の検討会議の提言	民主党作業チーム案（2013年4月施行予定）
法律の理念・形式	
・障害者を「保護の対象」から「権利の主体」へ	・共生社会を実現し、社会的障壁を除去
・障害者自立支援法は廃止、新法「障害者総合福祉法」を制定	・障害者自立支援法を改正し、名称も変更することで廃止とみなす
支援対象	
・身体、知的、精神障害、その他の心身の機能障害があるもの	・現行制度に難病患者を追加
サービス支給の決定方法	
・「障害程度区分」に代わる新方式。利用計画に基づき本人の意向を尊重	・「障害程度区分」を継続。法施行5年程度をめどに見直し
利用者負担	
・福祉サービスは原則無償（高所得者は応能負担）	・9割近い人が無償となる現行の応能負担を維持

「障害程度区分」については、提言が求めた本人の意向を反映する仕組みを今後検討することを、法案に明記するよう求めた。

これを受けて、民主党の作業チームは厚労省案の修正内容をまとめた。福祉サービスを決めるものになる

また、「提言実現をめざす観点から、引き続き段階的・計画的に取り組み」との内容を、法案の付則に明記するか、国会で付帯決議する方向だ。

ただ、民主党政権は、障害者が各地で起こした自立支援法の違憲訴訟で、同法廃止と新法制定を原告側に約束し和解した経緯もある。作業チーム幹部や厚労省は「法の名称や理念も変えるので事実上の廃止だ」と説明するが、障害者からは「国の司法での約束が守られないなら何を信じたらいのか」との声も出ている。

野田政権は自立支援法改正案を3月中旬に閣議決定し、通常国会での成立をめざす。同法を与党として制定した自民・公明両党は、同法廃止には反対の立場。民主党側は、廃止でなく法改正手続きで対応することで、国会審議で自公の協力を引き出したい考えだ。（有近隆史）

違法な人権侵害 改善要請や勧告

救済法案の概要公表

織法3条に基づく「3法案

法務省は15日、公権力などによる人権侵害からの救済を目的とする人権侵害救済法案(仮称)の概要を明らかにした。禁止行為を「人権侵害」と「差別助長行為」と明示。法務省外局に置く救済機関が違法行為かどうかを調べ、改善要請や勧告を出すことが柱だ。

自公政権時代の人権擁護法案(2003年に廃案)に盛り込まれた報道機関に対する規制条項は設けられない。法務省は来年の通常国会への法案提出をめざす。

新たに設置する救済機関となる人権侵害は「特定の人権侵害」の調査対象となる人権侵害を「特定の人権侵害を侵害する行為」と「差別助長行為」(不特定多数の人々の属性を容易に識別する情報を公表すること)などと定める。調査には強制力はなく、人権侵害が確認された場合は勧告や説示を行うとした。公務員が人権を侵害したと認定した場合には、本人だけでなく所属組織にも勧告を出せるとし、勧告に従わなかった場合には人権侵害の事実を公表するとしている。

人権委員会は国家行政組

員会)で一定の独立性を持たせる。事務局には弁護士資格を持つ職員を置くことも定めた。実際に調査活動を行う下部組織は現在の法務局や地方法務局が担い、調査を担当する人権擁護委員は非常勤の国家公務員という位置づけにする。

12月16日 朝日新聞

人権侵害調査任意で 「人権委」設置法案 強制力持たせず

法務省概要

法務省は15日、来年の通常国会への提出を目指している新たな人権救済と差別助長行為の2つの機関の設置法案の概要を公表した。人権委員会を法務省の外局として設置、公正取引委員会などと同様の「3法案委員会」とすることで独立性を高める。委員長や委員の任命は国会同意人事とする。

02年に法案が提出されたが、調査拒否への罰則規定やメディア規定が盛り込まれたため「権限が強すぎる」との批判を招き廃案となっている。

12月16日 日本経済新聞

12月16日 読売新聞

「人権委」設置法案
メディア規制は除外
法務省は15日、不当な差別や虐待で人権侵害を受けた被害者の救済を目的とする「人権委員会」の設置に関する法案の概要を発表した。小泉内閣時代の2002年に国会に提出され、廃案となった人権擁護法案の内容を大幅に修正したもので、メディア規制条項は報道機関等による自主的取り組みに期待する」として盛り

12月16日 毎日新聞

「人権委員会」設置法案の概要発表

法務省は15日、新たな人権救済機関「人権委員会」の設置について検討中の法案の概要を発表した。公務員による人権侵害については、一般市民のケースより厳しくする措置を盛り込んだ。早ければ来年の通常国会での法案提出を目指す。

法案の名称は未定。委員会設置の目的を「人権擁護施策を総合的に推進し、人権尊重社会の実現に寄与すること」とした。施策の推進については「国の責務」を明記。法が禁止、委員会が調査対象とする行為を「不当な差別、虐待その他の人権侵害及び差別助長行為」と規定した。委員数は未定だが、国会の同意を経た首相が任命する。

り込んでいない。来年の通常国会に法案を提出する方針だ。法案の概要によると、人権委員会を独自の規則制定権や人事権を持つ「国家行政組織法上の3法案委員会」と位置づけ、法務省の外局として設ける。人権委員会の委員は、国会同意人事とする。同委による調査には強制力を持たせない。

部落解放運動四十年を振り返って③
左翼運動としての部落解放運動

灘本 昌久

この狭山闘争には、新左翼諸党派が大量に参加しており、解放同盟の主催する狭山の集会には、ヘルメットを被った過激な人たちであふれていた。狭山闘争は、一九七四年九月26日の十万人を超える集会が頂点であったが、この一九七〇年代の中頃

というのは、左翼運動にとつてはなかなか妙な時代であった。一九六〇年代末の全共闘運動が敗退・終息し、セクトが瀕死の状態に対立抗争を繰り返していくという、沈滞した空気があるいつぼうで、華々しい時代でもあった。一九七五年四月三〇日には、南ベトナムで首都サイゴンが陥落し、米軍が這々の体で逃げ出し、同年暮れには、総評を中心とする官公労の組合が、「スト権奪還」をかかげて、八日間にわたるストを打ち抜いた。左翼運動にとつては、部落解放運動や反差別運動は、衰退する左翼運動の新天地に思えたのだろうか（このあたりの状況は、拙著『ちびくろサンボよ すこやかによみがえれ』二三七頁あたりを参照いただきたい）。

それから、わずか十数年で左翼運動が沈滞するどころか、東ヨーロッパで社会主義が全面崩壊して跡形もなくなり、その社会主義の総本山自体であるソ連が消滅するなど、全く

想像することもできなかった。自分の無能をさらけだすようだが、社会主義崩壊の渦中にあっても、あそこまで完全に社会主義体制が崩壊するとは、なかなか信じられなかった。革命の一日は平時の十年に値すると、ロシア革命の指導者レーニンが言っていたような気がするが、歴史の激動の早さと激烈さは凡人には想像がつかないものである。

それはともかく、革命をめざす人間は反差別を闘わなくてはならないとして、高校生だった私は、実にさまざまな反差別運動をこなしていった。部落解放運動はもちろんのこと、女性差別、民族差別、障害者差別、いわゆる「四大差別」をなくすための様々な活動を展開していった。

しかし、始めたばかりの私は、実際には普通の人と意識の点で変わるところはなく、普通に差別的だったのはいうまでもない。あるとき、デモでさんざん機動隊に蹴つ飛ばされ、やつつけられて帰る道すがら、憤懣やるかたない私は、たいした混乱もしていないデモにあんな暴虐をきわめる機動隊の連中は「気違いだ！」と罵った。それを聞いたリーダー格の人は、「それは精神障害者差別だ！」と私を一喝した。とくに、何の説明もなかったし、私への追及もそれ以上なかったのだが、その一喝で私は自分の発言がその場の空気をとんでもなくかき乱したことを悟った。

そんな体験を経ながら、私の差別問題への認識は「深まって」いった。そして、自分が差別問題にかかわる最低限の資格が差別語を使わない、見逃さないことであると考えた。

実際、差別語狩りのなやりかたは、わかりやすく、自己満足を得やすい。私は、本を読むさいに、「めくら」「きちがいじみた」など、おもに障害者差別といわれる用語に次々に×をつけたり、線を引いたりして検閲・削除していった。

むろんそんなことばかりしていたわけではなく、高校のホーム・ルームの時間などは資料を配って部落問題の学習会などを繰り返して行った（この点、自由にホーム・ルームの時間を与えてくれ、また、学校で配布するピラなどを印刷してくださった担任のN先生には感謝しているとともに、無理をお願いして申し訳なく思っている。なにせ、ピラなどは

時として「日本帝国主義伝々」など、過激な文字があふれていたのだから。穏健な思想の先生が、過激な生徒の巻き添えを食っていないければ良かったが、職員の同僚間では、結構な風当たりがあったのではないかと思う）。

私の差別に対する関わりは、まわりの人に対しては学習会が主で、「言葉狩り」はもっぱら自分にだけ向けられたものだった。しかし、学校の教師に差別語狩りの刃をむけたことが二度あった。一つは、日本史の先

生が授業の最中「こんなこと言ったら怒られますけど、南朝では・・・」と発言したことに抗議したことだ。単に「南朝では」といっただけでは抗議まではしなかっただろうが、頭に「こんなこと言ったら怒られますけど」というのがついていたら力チンときたこともあって、それは差別だと長演説をぶって一時間つぶしてしまった（「南朝」を差別語としたのは、内海愛子・梶村秀樹・鈴木啓介編『朝鮮人差別とことば』（明石書店、一九八六年）に収録されているような論文を受け売りしたのだ）。もう一つは、倫理社会の時間に先生が「こんなことができるのは、馬鹿か気違いだけです」といったことに抗議したのだった。そのときは時間がなかったため、次の回の授業を一時間つぶして、精神障害者差別や保安処分問題などについてとうとうと演説した。今から思えば、抗議の主旨は政治的で、あまり人の心を動かしたり、差別問題への認識を深めるようなものではなかったような気がして、内心忸怩たるものがある。

のちに、部落史・部落問題研究にたずさわるようになって、私は、そうした言葉狩りの運動が有害無益であることを痛感し、ついには一九九九年に『ちびくろサンボよ すこやかによみがえれ』を書くに至るのだが、この時点では、まだまだ通俗的な差別問題理解であった。